

足羽学園（福祉型障害児入所支援施設）運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人 足羽福祉会が設置する足羽学園（以下「施設」という。）が行う指定福祉型障害児入所支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、施設の従事者が、入所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な指定入所支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供する。

- 2 施設は、当該施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努める。
- 3 施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 施設は、当該施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。
- 5 事業の実施に当たっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 足羽学園
- 2 所在地 福井県福井市宿布町 19-46-1
- 3 施設の種別（福祉型）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	雇用区分				職 務 内 容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
施設長 (管理者)			1		施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う

副施設長			1		施設長事務の代理を行う。
児童発達支援管理責任者	1				入所支援計画等の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。なお、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努める。
嘱託医				2	嘱託医は、利用する障害児の健康管理、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。（小児科医又は内科医、歯科医各1名）
看護師		1以上			利用する障害児の日常生活上の健康管理に関するを行う。
児童指導員	1以上				利用する障害児に対して専ら指定入所支援の提供に当たる。
保育士	1以上				利用する障害児に対して専ら指定入所支援の提供に当たる。
介助員	1以上				保育士、児童指導員の業務の補助にあたる。
職業指導員	1以上				利用する障害児に対して、職業指導を行う。
ソーシャルワーカー		1			子どもと家族・家庭のニーズを把握・発見し、個別の課題の解決や利用者・家族が望む生活の実現などのために、関係機関や必要な支援に結びつける
栄養士	1				利用する障害児の栄養管理・指導及び食事の献立に関するを行う。
事務職員	1以上				施設運営に必要な事務を行う。

2 施設の職員は、施設の設備等を利用して行う指定短期入所施設の職員を兼ねるものとする。

(入所定員)

第5条 指定障害児入所支援の定員は、20名とする。

2 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(主たる対象とする障害児の障害の種類)

第6条 施設は、主たる対象とする障害の種類を以下のとおりとする。

知的障害児とする。但し、重複障害児についても、施設の環境での生活支援が可能な児童は受け入れるものとする。

(指定入所支援の内容及び入所支援計画等の作成)

第7条 この施設が提供する指定入所支援の提供方法は次のとおりとする。

(1) 施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

- (2) 施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定障害児入所支援を受けられることができるよう努める。
- (3) 施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をする。
- (4) 従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 この施設は以下のとおり入所支援計画及び移行支援計画（以下「入所支援計画等」という。）を作成する。

- (1) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画等の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。
- (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画等の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び施設が提供する指定障害児入所支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて入所支援計画等の原案に位置付けるよう努める。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画等の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画等の原案について意見を求める。
- (5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画等の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画等について説明し、文書によりその同意を得る。
- (6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画等の作成をした際には、当該入所支援計画等を入所給付決定保護者に交付する。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画等の作成後、入所支援計画等の実施状況の把握（障害児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、入所支援計画等の見直しを行い、必要に応じて、入所支援計画等の変更を行う。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との

連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

- ① 定期的に入所給付決定保護者と障害児に面接する
- ② 定期的モニタリングの結果を記録する

(9) 第2項(1)から(6)までは入所支援計画等の変更についても準用する。

(入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 施設は、第2項の支払いを受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。この場合の利用料金については、別表に定める。
 - (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費
 - (2) 日用品費
 - (3) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの
- 4 施設は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対して交付する。
- 5 施設は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得る。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、入所決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の入所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第10条 施設の従業者は、指定入所支援の提供中に障害児の病状の急変が生じたときは、速やかに主治医等へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第11条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第12条 施設は、提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受付ける為の窓口を設置する。

- 2 施設は、提提供した指定入所支援に関し、児童福祉法の規定により、福井県知事が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは施設の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して、福井県知事が行う調査に協力するとともに、福井県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、社会福祉法第83条に規定する県運営適正化委員会が第85条の規定により行う調査又は、斡旋に出来る限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(身体拘束等の禁止)

第14条 施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の作成)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児入所支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業者は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第17条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。
- 3 施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める。

(安全計画の策定等について)

第18条 施設は、障害児の安全の確保を図るため、施設ごとに、当該施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第19条 施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により障害児の所在を確認する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 施設は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 施設の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 施設の従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する

べき旨を、雇用契約の内容とする。

- 4 施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス施設等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
- 5 施設は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する当該指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存する。
 - (1) 入所支援計画、移行支援計画
 - (2) 指定入所支援を提供した際の、提供日、内容その他必要な事項
 - (3) 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 足羽福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表 実費負担となるサービスについて（第8条関係）

サービス	費用
食事の提供に要する費用 及び光熱水費	食事にかかる調理及び食材料費 朝食 520 円（うち、原材料費 250 円） 昼食 523 円（うち、原材料費 251 円） 夕食 577 円（うち、原材料費 277 円） 光熱水費 月額 12,000 円
日用品費	施設で提供するもの以外に、ご本人のご希望に応じて、嗜好品等を購入する場合 実費

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

平成 18 年 10 月 1 日から全面改訂する。

平成 19 年 4 月 1 日より一部改定する。

平成 24 年 4 月 1 日より一部改定する。

平成 27 年 3 月 14 日より一部改定する。

平成 28 年 5 月 28 日に一部改正する。

平成 30 年 1 月 23 日に一部改正する。

平成 30 年 3 月 30 日に一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日に施行。

平成 30 年 8 月 30 日に一部改正し、平成 30 年 8 月 1 日より施行。

令和3年4月1日より一部改正する。

令和4年1月21日より一部改正する。

令和4年4月1日に全面改正。

令和6年8月23日に一部改正し、令和6年9月1日より施行。

足羽学園(短期入所事業)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 足羽福祉会（以下「事業者」という。）が設置する足羽学園（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

6 地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 足羽学園
- 2 所在地 福井県福井市宿布町 19-46-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	雇用区分				職 務 内 容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
施設長 (管理者)			1		施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う

副施設長			1		施設長事務の代理を行う。
児童発達支援管理責任者	1				入所支援計画の作成に関するを行うほか、居宅において生活を営むことが出来るよう定期的に検討し、必要な援助を行う。常に障害児心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う。また他の従業者に対する技術指導及び助言等を行う。
嘱託医				2	嘱託医は、利用する障害児の健康管理、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。(小児科又は内科、歯科 各1名)
看護師		1以上			利用する障害児の日常生活上の健康管理に関するを行う。
児童指導員	1以上				利用する障害児に対して専ら指定入所支援の提供に当たる。
保育士	1以上				利用する障害児に対して専ら指定入所支援の提供に当たる。
介助員	1以上				保育士、児童指導員の業務の補助にあたる。
職業指導員	1				利用する障害児に対して、職業指導を行う。
ソーシャルワーカー		1			子どもと家族・家庭のニーズを把握・発見し、個別の課題の解決や利用者・家族が望む生活の実現などのために、関係機関や必要な支援に結びつける
栄養士	1				利用する障害児の栄養管理・指導及び食事の献立に関するを行う。
事務職員	1以上				施設運営に必要な事務を行う。

(指定短期入所の事業の種類)

第5条 事業所は、「併設事業所」として指定短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、対象者を以下のとおりとする。

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

(短期入所の定員)

第7条 事業所の短期入所の定員は 4人とする。

2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

る。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を支給決定障害者等から受けることができる。この場合の利用料金については別表に定める。
- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

福井市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、福井市長が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して福井市長が行う調査に協力するとともに、福井市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(5) 虐待防止委員会の設置

(感染症対策に関する事項)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 足羽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第19条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号 第一の二の3）」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

- (1) 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

別表 実費負担となるサービスについて（第9条関係）

サービス	費用
食費	食事に係る調理及び食材料に係る費用として 朝食 520 円（うち、原材料費 250 円） 昼食 523 円（うち、原材料費 251 円） 夕食 577 円（うち、原材料費 277 円） ただし、食事提供加算対象者（低所得者の軽減措置）の 場合は、原材料費相当額。
おやつ代	おやつに係る費用として 100 円
光熱水費	365 円/1 日（1 泊だと 2 日分いただく事になります）
送迎サービス費	km×20 円（自宅以外への送迎時）
シーツ洗濯代（上下）	150 円（利用 1 回分）

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
 この規定は、平成 18 年 10 月 1 日より全面改訂する。
 平成 19 年 4 月 1 日より一部改正する。
 平成 24 年 4 月 1 日より一部改正する。
 平成 25 年 4 月 1 日より一部改正する。
 平成 27 年 3 月 14 日より一部改正する。
 平成 28 年 5 月 28 日に一部改正する。
 平成 28 年 4 月 1 日より一部改正。
 平成 30 年 1 月 23 日より一部改正する。
 平成 30 年 3 月 30 日に一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行
 平成 30 年 8 月 30 日に一部改正し、平成 30 年 8 月 1 日より施行
 令和 4 年 1 月 21 日に一部改正
 令和 4 年 4 月 1 日に全部改正。
 令和 6 年 8 月 23 日に全部改正し、令和 6 年 9 月 1 日より施行。

指定福祉型障害児入所施設 足羽学園 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当サービスの利用は、原則として障害児施設給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所の概要	2
3. サービスの目的・運営方針	2
4. サービスに係る事業所・設備等の概要	2～3
5. 職員の配置状況	3～4
6. 事業所・設備利用の注意事項	4
7. サービス内容と利用料金	4～6
8. 利用者の記録及び情報管理	6
9. 虐待防止に関する取組みについて	6
10. 秘密の保持と個人情報の保護について	6～7
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	7
12. 非常災害時の対策	7～8
(別紙) 施設支援対象外サービスと料金	10

社会福祉法人 足羽福祉会

足 羽 学 園

当事業所は、福井県の指定を受けています。

指定障害児入所施設サービス重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 足羽福祉会
法人所在地	福井市柁野町20号7番地
電話番号	0776-41-3108
代表者	理事長 高村昌裕
設 立	昭和42年1月1日

2. 利用事業所の概要

事業所の種類	福祉型障害児入所施設
事業所の名称	足羽学園
所 在 地	福井市宿布町19-46-1
連 絡 先	0776-41-3120
管 理 者	嶋田 富士男
サービス管理責任者	河野 有紀
サービスの実施区域	福井県内全域
定 員	20名
開設年月日	昭和42年1月1日
事業所番号	1850100015

3. サービスの目的・運営方針

目 的	入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自立に必要な知識技能を身につけられるようサポートします。
運営方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った支援の提供に努めます。 2. 地域及び家庭との結びつきを重視し、児童相談所、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者、他の児童福祉施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 3. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

(1) 施 設

足羽学園 建 物	構 造	鉄筋2階建
	延べ床面積	726.06 m ²
共 通 棟	構 造	鉄筋3階建

建 物	延べ床面積	1230.09 m ²
敷地面積	7758.26 m ²	

(2) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	一人当たりの面積	備 考
個 室	24	215.72 m ²	8.998 m ²	短期入所 4 室含む

居室については、利用者及び保護者から変更希望があった場合は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。その際には、利用者及び保護者に説明、協議いたします。

(3) 居室以外の主な設備

	設備の種類	室 数	備 考
足 羽 学 園	リビング	4	
	キッチン	4	
	浴 室	4	
	脱衣室	4	
	トイレ	6	男女兼用
	スタッフルーム	2	
	相談室	1	
	職業訓練室	1	
	フリースペース	1	
	更衣室	1	
	納戸・食品庫	2	
共 通 棟	外物置き	2	
	相談室	1	
	静養室（医務室）	1	
	地域交流スペース	1	垂直式救助袋
	トイレ	7	身障 1、男子 3、女子 3

5. 職員の配置状況

職 種	人 数	備 考
施設長	(1)	足羽更生園と兼務
児童発達支援管理責任者	1	
児童指導員	1 以上	常勤 1 名以上
保育士	1 以上	常勤 1 名以上
ソーシャルワーカー	1	
介助員	1 以上	
職業指導員	1	
医 師	(2)	嘱託医
看護師	1 以上	足羽更生園と兼務
栄養士	1 以上	
事務員	1 以上	

当事業所では、ご利用者に対して指定知的障害児施設サービスを提供する従事者として、上記の従事者を配置しています。

(社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事等の資格も有しています)

<職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制	
施 設 長	9:00~18:00	
児童指導員 保 育 士	日勤	9:00~18:00
	7時半	7:30~16:30
	8時	8:00~17:00
	8時半	8:30~17:30
	早番 A	6:00~15:00
	早番 B	7:00~16:00
	中抜け C1	7:00~9:00 15:30~21:30
	中抜け C2	6:30~9:30 15:00~20:00
	中抜け C3	7:00~9:00 15:00~21:00
	中抜け C4	7:00~11:00 18:00~22:00
	中抜け C5	6:30~10:00 16:30~21:00
	10時	10:00~19:00
	10時半	10:30~19:30
	遅番 D	12:30~21:30
遅番 E	13:00~22:00	
夜勤	22:00~ 7:00 (翌日)	
ソーシャル ワーカー	9:00~18:00	
看 護 師	9:00~18:00	
栄 養 士	9:00~18:00	
事 務 員	9:00~18:00	
医 師	嘱 託	

6. 事業所・設備利用の注意事項

当事業所において、居室その他の事業所・設備をご利用いただくにあたって以下の点についてご注意下さい。

- ① 居室・設備及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用していただきます。
- ② サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合は、事業者及び従業者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- ③ 利用者が事業所設備について故意又は、重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは、変更した場合には、自己の費用により原状に復して頂きます。
- ④ サービス従事者は、他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行いません。
- ⑤ 外出・外泊の際は、事前に連絡を頂き又、その際は外出・外泊届けを管理者まで提出していただきます。なお、ご連絡は7日前を原則といたします。
- ⑥ 私物及び貴重品については、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理できない方につきましては、事業所がお預かりいたします。

7. サービス内容と利用料金

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、障害児施設給付費の対象とな

ります。

事業者が給付費を法定代理受領する場合には、利用者及び保護者は、県が定めた金額を事業者にお支払いただきます。

◎料金、費用は、1ヶ月の利用日数に基づいて計算し、ご請求いたしますので翌月20日までに以下の方法でお支払下さい。

- 利用者本人名義または保護者名義の金融機関口座からの自動引き落とし
- 金融窓口での現金支払

① 個別支援計画サービス

『個別支援計画』に基づいてサービスを行います。本事業所のサービス従事者が作成し、利用者、保護者に対し説明し同意をいただきます。尚、『個別支援計画』の写しは利用者に交付いたします。

② 日常生活支援サービス

種 類	内 容	備 考
食 事	・栄養と利用者の身体の状況を考慮し、食事支援をいたします。 【朝食】… 7:00～9:00 【昼食】… 12:00～14:00 【夕食】… 18:00～20:00	1日 1,620円 *学齢児童(学校で給食を食べた場合) 1,197円 おやつ代を含む
排 泄	・利用者の状況に応じ、排泄支援をいたします。	
入 浴	・基本的に毎日実施します。 ・利用者の状況に応じ、洗体・洗髪・清拭支援を適切な方法でいたします。	
着 脱	・利用者の状況に応じて、適切な着替えが行われるよう支援いたします。	
相談・援助	・利用者及び家族からの相談について誠意をもって応じ、必要な援助を行うよう努めます。	

③ 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	・嘱託医師の協力を得て、利用者の健康管理に努めます。 ・常時は、看護師を中心として、服薬管理・疾病予防に努めます。 ・緊急時、必要により主治医または協力医療機関などに責任をもって引き継ぎをいたします。 【嘱託医師】 津田 英夫 診療科：小児科 小林 隆一 (小林歯科医院) 診療科：歯科

*協力医療機関…福井県小児療育センター・平谷こども発達クリニック・本多整形外科

*当事業所でのサービス利用期間中に、医療機関で治療を受けた場合には、当該医療機関に支払うべき医療費自己負担額については利用者負担となります。

但し、市・町による重度心身障害児(者)医療制度が適応されます。

- ⑤ 実費負担による障害福祉サービス
 ○食費…朝食・昼食・夕食の食費
 1日 1,620円(朝食:520円、昼食:523円、夕食:577円) 学校で給食を摂られた場合:1,197円(朝食:520円、夕食:577円、おやつ代100円) 欠食する場合は7日前までに管理者に「欠食届」を提出して下さい。その場合は実費請求を致しません。しかし、申出のない場合は、キャンセル料をいただきます。
 【キャンセル料】朝食:250円、昼食:251円、夕食:277円
 ○光熱水費…1ヶ月 12,000円(光熱水費相当)
- ⑥ 施設支援対象外サービス
 下記のサービスについては、施設支援の対象とならないため、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。
 所定の料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。
 ○嗜好品購入等による特別な費用…実費
 ○言語療法等の特別なメニューによる発達支援サービス…実費
 ○預かり金管理…別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。…預かり金契約別添有
 ○その他 別紙参照
- ⑦ 以下の場合については、当事業所で提供するサービスではありません。
 ○入院の場合…付き添い、日用品費・部屋代他必要経費
 ○通院の場合…週2回以上の定期通院の送迎及び付き添い
 ある一定距離以上の通院の送迎及び付き添い
 医療従事者より治療方針等の説明の伴う通院の付き添い
 ○教育に関する事項…学校行事の送迎及び付き添い

8. 利用者の記録及び情報の管理

- ① 事業者は、法令にもとづいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。又、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。
 ※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は午前9時～午後5時です。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者、保護者の同意(「個人情報使用同意書」による)にもとづき情報提供をいたします。

9. 虐待防止に関する取組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24/月法律第79号)及び「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 嶋田 富士男
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。（契約終了後5年間保管） ○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	<窓口担当者> ・チーフ 安田 春美 ・ご利用時間 9:00~18:00 ・電話番号 0776-41-3120 ・FAX 0776-41-3492 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 <苦情解決・虐待防止責任者> ・管理者 嶋田 富士男
第三者委員	豊島 雅恵 永井 裕子
福井市役所 障がい福祉課	・所在地：福井県福井市大手3丁目10-1 ・電話番号：0776-20-5435
福井県社会福祉議会 運営適正化委員会	・所在地：福井県福井市光陽2丁目3番22号 ・電話番号：0776-24-2347 ・FAX：0776-24-8941

11. 非常災害時の対策

非常時対応	・別途定める「消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	・別途定める「消防計画」により、毎月夜間及び昼間を想定した避難・防災・捜索・召集訓練を実施します。
消防計画	・消防署への提出 令和2年3月24日
防災設備 (年2回点検)	・自動火災報知器 ・非常通報装置 ・非常用電源 ・カーテン等は防災性能のあるものを使用 ・震災等に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯・電池・毛布・リヤカー・簡易衛生用品等を準備 ・熱感知器 ・誘導灯 ・スプリンクラー ・煙感知器 ・非常出口 ・消火器
防災管理者	光仙賢淳
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：あいおい損害保険株式会社 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

この重要事項説明書は、厚生労働省第81号第10条の規定に基づき、利用申込者又はその保護者への重要事項説明のために作成したものです。

【事業所】

当事業所は、_____様に対するサービス提供にあたり、本書面に基づいて、足羽学園 従事者 _____が上記重要事項の説明をいたしました。

所在地 : 福井県福井市宿布町19-46-1

施設名 : 社会福祉法人 足羽福祉会 足羽学園

従事者 : _____ (印)

私は、本書面に基づいて、足羽学園 従事者 _____から上記、重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 ____年 ____月 ____日

【利用者】

住所 :

氏名 : _____ (印)

【説明同席者】

私は、利用者本人 _____と同席し、重要事項の説明を受けたことを確認します。

住所 :

氏名 : _____ (印)

(別紙)

施設支援対象外サービスと料金

(1) 1ヶ月ごとに料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金
利用者希望の特別な食事	実 費
自動販売機利用代	実 費
利用者希望の電気製品等の電気代(テレビ・ラジカセ除く)	実 費

(2) 1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

項 目	利用料金
個別に求める日用品等、外注クリーニング代、おやつなどの嗜好品、教養娯楽品など。	実 費
本人希望による外出活動及び放課後等のクラブ活動の諸経費・交通費(付添費用含) ※施設の自動車を使用する場合は、その燃料費	実 費 燃料費 20円/km
理容・美容、電話代	実 費
入院に伴う諸費用	実 費
医療保険対象外の諸費用(インフルエンザ予防接種代、容器代等)	実 費
生理用品	実 費
証明書の発行及び文書コピー費用及び書類送料 (在園証明書の発行は除く)	1 通 100円 コピー1枚 10円 送料(実費) (在園証明書送料含む)
言語療法等の特別な発達支援サービス	実 費
写真代	実 費
預かり金管理	月 2,500円

【電気製品等の電気代】 1日の使用時間及び料金(期間 11月～ 3月)

電気製品	1時間の 使用電料金	使用時間・使用内容	電気料金×時間	電気料金
電気毛布	1円	夜間午後8時～翌日午前7時	1円×12時間	12円
電気ヒーター	26円	おむつ交換時に使用。 1日当り1時間	26円×1時間	26円
電気カーペット	5円	利用者本人が居室に居られる 時使用。1日当り3時間程度 とする	5円×3時間	15円

※ 利用者個人の利用状況により、個別に相談させていただきます。

足羽学園 短期入所事業 サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「福井市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第10条の規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して施設障害福祉サービスを提供します。当施設障害福祉サービスの利用は、原則として介護給付等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所の概要	2
3. サービスの目的・事業方針	2
4. サービスに係る施設・設備等の概要	2
5. 従事者の配置状況	3
6. 主な職種の勤務体制	3～4
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4～5
8. 利用手続き	5～6
9. 利用者の記録及び情報管理等	6～7
10. 虐待防止に関する取組みについて	7
11. 1. 秘密の保持と個人情報の保護について	7～8
11. 2. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	8
11. 3. 当施設ご利用の際ご留意いただく事項	8
11. 4. 非常災害時の対策	8～9

(別紙) 短期入所事業料金表等

社会福祉法人 足羽福祉会

足羽学園 短期入所事業

当事業所は、福井市の指定を受けています。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 足羽福祉会
所 在 地	福井県福井市柁野町 20 号 7 番地
電 話 番 号	0776-41-3108
代 表 者 氏 名	理事長 高村 昌裕
設 立 年 月 日	昭和 43 年 5 月 15 日

2. 利用事業所の概要

事業所の種類	短期入所事業 (1810100220)
事業所の名称	足羽学園 短期入所事業
事業所の所在地	福井市宿布町 19 号 46 番地の 1
電 話 番 号	0776-41-3120
管 理 者	嶋田 富士男
サービスの実施地域	実施地域は福井市全域とします。ただし、実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合があります。
開 設 年 日	平成 15 年 4 月 1 日より施行 平成 20 年 4 月 1 日より全面改訂
利 用 定 員	4名
事業所が併設している施設	指定福祉型障害児入所施設 平成 24 年 4 月 1 日 1850100015 号

3. サービスの目的・事業方針

事業所の目的	障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う事を目的とします。
事業所の運営方針について	1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます 2. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

足羽学園 建 物	構 造	鉄筋 2 階建
	延べ床面積	726.06 m ²
共 通 棟 建 物	構 造	鉄筋 3 階建
	延べ床面積	1230.09 m ²

敷地面積	7758.26 m ²
------	------------------------

(2) 居室の概要

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積	備考
個室	24	215.72 m ²	8.998 m ²	短期入所4室含む

(3) 居室以外の施設設備の概要

設備の種類		室数	備考
足羽学園	リビング	4	
	キッチン	4	
	浴室	4	
	脱衣室	4	
	トイレ	6	男女兼用
	スタッフルーム	2	
	相談室	1	
	職業訓練室	1	
	フリースペース	1	
	更衣室	1	
	納戸・食品庫	2	
	外物置き	2	
共通棟	相談室	1	
	静養室（医務室）	1	
	地域交流スペース	1	垂直式救助袋
	トイレ	7	身障1、男子3、女子3

5. 従事者の配置状況

職種	人数	備考
管理者	(1名)	足羽更生園と兼務
児童発達支援管理責任者	1名	
保育士	1名以上	常勤1名以上
児童指導員	1名以上	常勤1名以上
職業指導員	1名	
医師	(2名)	嘱託医
看護師	1名	足羽更生園と兼務
栄養士	1名	
介助員	1名以上	
事務員	1名以上	

当事業所では、利用者に対して指定短期入所を提供する従事者として、上記の職種の従事者を配置しています。但し、長期休暇期間等においては、ボランティア等の協力もあります。

6. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
----	------

施設長	9:00~18:00	
児童指導員 保育士	日勤	9:00~18:00
	7時半	7:30~16:30
	8時	8:00~17:00
	8時半	8:30~17:30
	早番A	6:00~15:00
	早番B	7:00~16:00
	中抜けC1	7:00~9:00 15:30~21:30
	中抜けC2	6:30~9:30 15:00~20:00
	中抜けC3	7:00~9:00 15:00~21:00
	中抜けC4	7:00~11:00 18:00~22:00
	中抜けC5	6:30~10:00 16:30~21:00
	10時	10:00~19:00
	10時半	10:30~19:30
	遅番D	12:30~21:30
	遅番E	13:00~22:00
夜勤	22:00~ 7:00 (翌日)	
ソーシャルワーカー	9:00~18:00	
看護師	9:00~18:00	
栄養士	9:00~18:00	
事務員	9:00~18:00	
医師	嘱託	

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 介護給付の対象となるサービス | があります。 |
| (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス(別紙参照) | |

(1) 介護給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、給付費が支給されます。当事業者が給付費を代理受領します。利用者は、市町村が定めた基準額の一割を事業者にお支払いいただきます。

<給付の対象となるサービスの概要>

① 日常生活支援サービス

種類	内容	備考
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養と利用者の身体の状況を考慮し、食事支援を行います。 【朝食】… 7:00~9:00 【昼食】… 12:00~14:00 【夕食】… 18:00~20:00 	食事料金は、別途負担 朝食 520円 昼食 523円 夕食 577円

排 泄	・利用者の状況に応じ、排泄支援を行います。	
入 浴	・利用者の状況と希望を伺い、洗体・洗髪・清拭支援を適切な方法で行います。	
着 脱	・利用者の状況に応じて、適切な着替えが行われるよう支援を行います。	
健康管理	・日常必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。又医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。	
相談・援助	・利用者及び家族からの相談について誠意をもって応じ、必要な援助を行うよう努めます。	
送 迎	・ご自宅と事業所間（加算対象）・学校と事業所間（実費負担）等の送迎を行います。（但し、事業所の計画上で可能な範囲での実施になります。）	※事前相談の上、対応いたします。

(2) 料金の全額を負担して頂くサービス

下記のサービスについては、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

- ・食費（朝食：520円、昼食：523円、夕食：577円）

但し、食事提供体制加算に該当する場合は、1日当り食材料費相当額にあたる（朝食：250円、昼食：251円、夕食：277円）額をお支払いいただきます。

- ・欠食する場合は7日前までに管理者に連絡をして下さい。その場合は実費請求を致しません。しかし、申出のない場合は、キャンセル料をいただきます。

【キャンセル料】朝食：250円、昼食：251円、夕食：277円

- ・嗜好品購入など特別なサービスとこれに伴う費用（実費）
- ・送迎サービスについては、1km 当たり 20 円を換算した分をお支払いいただきます。
- ・その他 別紙参照

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、次のような方法でお支払いいただきます。

- ①サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をサービス受入票にて確認していただき、捺印（またはサイン）をいただきます。
- ②月末締めでサービス受入票に基づき、請求書を15日までに送付いたします。
- ③その後、請求金額に基づき、月末締めで翌月の20日に自動引き落としにてお支払いいただきます。

(4) 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

8. 利用手続き

(1) 申し込み方法について

- ① 利用ご希望の日程・時間を電話にて当事業所まで申し込みをお願いします。
- ② 利用可能か当職員が確認いたします。確認に際して、希望者が多い日については時間を要する場合があります。

(2) 利用決定について

以下の状況により、ご利用をお断りすることがあります。

- ① 利用定員の超過の場合
- ② 事業所の行事等により、受け入れが不可能な日
- ③ 利用者本人及び施設内で集団感染の恐れがある疾病の場合（インフルエンザ等）
- ④ 利用者本人に対し、適切な支援が困難で安全確保も困難な場合
(激しい自傷・他傷行為がある場合・医療的なケアが必要な場合等)

(3) 利用時間

利用者の利用希望に応じます。

但し、職員配置において安全が確保できない場合には、ご相談をさせていただく場合があります。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス利用開始予定時刻までに事業所にお申し出ください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。

(6) 混雑期利用について

- ・ 学校休業期間は、例年大変混雑いたします。可能な限り多くの利用希望にお応えするため、混雑期には下記の要領で利用希望を調査のうえ、利用調整をいたします。
- ・ 利用希望者が定員に達した場合、ご希望がかなわないこともありますのでご了解下さい。

※混雑期期間について※

学校の年度末、年度明休暇（春休み）期間
学校の夏期休暇期間

学校の冬期休暇期間

9. 利用者の記録及び情報管理等

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があれば、お申し出ください。なお、サービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用の記録や情報の管理、開示について

本事業では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 (月～金) 9:00～17:00

10. 虐待防止に関する取組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)及び「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 嶋田 富士男
-------------	------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「職員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。(契約終了後5年間保管) ○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
-------------------------	--

②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。
--------------	--

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	<p><窓口担当者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーフ 安田 春美 ・ご利用時間 9:00~18:00 ・電話番号 0776-41-3120 ・FAX 0776-41-3492 <p>担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</p> <p><苦情解決・虐待防止責任者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 嶋田 富士男
第三者委員	<p>豊島 雅恵 永井 裕子</p>
福井市役所 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：福井県福井市大手3丁目10-1 ・電話番号：0776-20-5435
福井県社会福祉議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：福井県福井市光陽2丁目3番22号 ・電話番号：0776-24-2347 ・FAX：0776-24-8941

13. 当施設ご利用の際ご留意いただく事項

医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> ・受診が必要な場合は、ご家族に対応をしていただくこととなります。 ・利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関（救急）への連絡及び受診を行います。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室・設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損が生じた場合、賠償をしていただくことがあります。

危険物の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> 来園時に危険物(ハサミ等)を持参された場合は、必ず職員にご連絡下さい。
持参品	<ul style="list-style-type: none"> 常用する薬(飲み薬・ぬり薬 等) 着替え(下着、衣類、パジャマ等)、洗面道具(洗面タオル、歯ブラシ、歯磨き粉等)、入浴セット(バスタオル、シャampoo等)、紙オムツ、尿取りパット おねしょマット 等 <p><宿泊に必要な物品は持参ください。></p>

14. 非常災害時の対策

非常時対応	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「消防計画」により、毎月夜間及び昼間を想定した避難・防災・捜索・召集訓練を実施します。
消防計画	<ul style="list-style-type: none"> 消防署への提出 令和2年3月24日
防災設備 (年2回点検)	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知器 非常通報装置 非常用電源 カーテン等は防災性能のあるものを使用 震災等に備えての備蓄(食糧・飲料水3日分) その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯・電池・毛布・リヤカー・簡易衛生用品等を準備 <ul style="list-style-type: none"> 熱感知器 誘導灯 スプリンクラー <ul style="list-style-type: none"> 煙感知器 非常出口 消火器
防災管理者	光仙 賢淳
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社：あいおい損害保険株式会社</p> <p>加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険</p>

(事業者)

指定知的障害児短期入所サービス提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 足 羽 学 園

説明従事者 氏 名 印

(利用者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定知的障害者短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

保護者 氏 名 印

続 柄

(説明同席者)

私は、利用者
す。

と同席し、重要事項の説明を受けた事を確認しま

住 所

氏 名 印

続 柄

(別紙)

短期入所事業料金表

(利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス)

1 単位単価 (福井市) = 10.18 円

種 別	単位及び単価			備 考
介護給付サービス料金 自己負担分 (利用料)	介護給付	(児)		1泊2日だと2日分頂くこととなります。
	区分1	498円	} 1日	
	区分2	602円		
	区分3	767円		
食事代	朝食	昼食	夕食	希望者のみ
	520円	523円	577円	
おやつ代	100円			希望者のみ
送迎サービス費	Km×20円			希望者のみ
シーツ洗濯代(上下)	150円			利用1回分
光熱水費	365円/1日			
その他	なお、場合によっては、上記の内容以外(日用品等)でも実費をいただく場合があるときは、事前にお知らせさせていただきます。			

<加算>

項 目	内 容	単位数
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について加算	30単位/回
地域生活支援拠点等に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付つけた短期入所事業所が、緊急時の受け入れに限らず指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に算定	100単位/回
緊急短期入所受入加算(I)	指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日間(やむを得ない事情がある場合は14日間)を限度に算定	180単位/回
栄養士加算	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合	22単位/日
食事提供加算	食事提供の体制を整えている事業所で、食事提供を行った場合(所得に応じて)	48単位/回

福祉・介護職員処遇改善加算 I	福祉・介護職員の質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境改善の取り組みを進める事業所への加算	所定単位数の 8.6%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	上記福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所が当該加算の職場環境等要件に関し複数の取り組みを実施するとともに、取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	所定単位数の 2.1%